

金融機能強化法政省令案の概要

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行に伴い、経営強化計画の内容の詳細、株式等の引受け等の決定の要件（国の資本参加に当たっての審査基準）の詳細、株式等の引受け等の申請の際の添付書類等必要な事項を定める。

1. 経営強化計画（計画）の内容

収益性・効率性等の数値目標

- イ) 収益性・効率性以外の目標として、不良債権の処理を規定（府省令）
- ロ) 収益性の指標としてコア業務純益ROA、効率性の指標として経費率を規定（府省令）

数値目標を達成するための方策

責任ある経営体制（計画を連名で提出する銀行持株会社等における経営体制を含む。）の確立に関する事項

具体的内容として、以下の事項等を規定（府省令）

- イ) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策
- ロ) 法令遵守の体制の強化のための方策
- ハ) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策
- ニ) 情報開示の充実のための方策

（注）イ）～ニ）の方策について、以下の内容等を例示（府省令 - 計画の様式）

- イ)・ 社外取締役を選任すること
 - ・ 社外取締役又は社外監査役を増員すること
 - ・ 委員会等設置会社になること
- ロ)・ 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を設置すること
 - ・ 内部監査体制を強化すること
- ハ)・ 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を設置すること
 - ・ 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させること
- ニ)・ 四半期毎の情報開示を充実すること
 - ・ 部門別の損益に関する情報開示を充実すること
 - ・ 地域への貢献に関する情報開示を充実すること

信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

具体的内容として、以下の方策を規定（府省令）

- イ) 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資するための方針
- ロ) 信用供与の円滑化のための方策
 - a 信用供与の実施体制の整備のための方策
 - b 中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
- ハ) その他地域経済の活性化に資する方策
 - a 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - b 経営相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - c 早期の事業再生に資する方策

（注）イ）の方針の記載に当たって、

- イ) 中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高 / 総資産（信用金庫又は信用協同組合にあっては、信用供与の残高 / 総資産）
- ロ) 経営改善支援等取組先企業数 / 取引先企業数の総数

を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標をその実績を評価するための指標として記載を求める旨を規定（府省令 - 計画の様式。2. において再掲）。

〔自己資本比率が基準値未満の金融機関等〕 経営責任及び株主責任の明確化に関する事項

具体的基準として、協定銀行が株式等の引受け等を行う時期までに代表権のある役員が役員を退任し（組織再編成を行う場合には、組織再編成を実施する時期までに代表権のある役員が役員を退任し、かつ、組織再編成の後の金融機関の役員に就任しないこと）かつ、（合併等の場合を除き）配当の額の抑制をすることを規定（府省令）。

組織再編成を伴う場合：組織再編成の具体的内容及び実施時期

銀行法等の規定による認可の申請を行っていることを証する書面を添付書類として規定（府省令）。

抜本的な組織再編成を伴わない場合：計画の終期において数値目標が達成されない場合の経営責任（計画を連名で提出する銀行持株会社等における経営管理責任を含む。）の明確化（結果責任）に関する事項

具体的基準として、代表権のある役員（銀行持株会社等にあつては、経営強化計画を実施する子銀行の経営管理を担当する役員）が役員を退任することを規定（府省令）。

（注）『抜本的な組織再編成』に該当する組織再編成として、合併、営業の全部譲渡、会社の分割による営業の全部承継等（主要行と地域金融機関を当事者とするもの（資本参加の額が障壁除去の範囲にとどまる場合を除く。）以外のものに限る。）を規定（府省令）。

計画の実施期間（3年以内）

株式等の引受け等を求める額及びその内容

その他の内容

計画のその他の記載事項として、以下の事項等を規定（政令）。

イ）利益又は剰余金の処分の方針

ロ）財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

ハ）組織再編成を伴う場合：計画の実施に伴う労務に関する事項

2. 株式等の引受け等の決定の要件（国の資本参加に当たっての審査基準）

収益性・効率性等の向上が見込まれること。

具体的には、

イ）同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇幅の実績が比較的大きいものの当該実績と同等以上のコア業務純益ROAの上昇が見込まれるか、

ロ）経費率の低下が見込まれるか、

ハ）不良債権比率の低下が見込まれるか

等を確認する旨を規定（府省令）。

また、数値目標を達成するための方策として、業務の合理化、収益性の高い分野への特化等の方策等の計画への記載を求める旨を規定（府省令 - 計画の様式）。

計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

計画の円滑かつ確実な実施がなされるよう準備等が進められていることを確認するため、計画に以下の書類の添付を求める旨を規定（府省令）。

イ）役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にはその就任承諾書を含む。）

ロ）部門別の損益管理がされていることを証する書面

ハ）計画につき第三者による評価を受けたことを証する書面

ニ）ハ）の評価の概要を記載した書面

地域における金融の円滑化が見込まれることその他地域経済の活性化のために適切なものであること。

信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策について進捗が見込まれることを確認するため、当該方策の記載に当たって、

イ) 中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高 / 総資産 (信用金庫又は信用協同組合にあっては、信用供与の残高 / 総資産)

ロ) 経営改善支援等取組先企業数 / 取引先企業の総数

を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標をその実績を評価するための指標として記載を求める旨を規定 (府省令 - 計画の様式)。

公的資金の回収が困難でないこと。

公的資金の回収が困難である場合として、以下の場合を規定 (政令)。

イ) 協定銀行が取得する株式等又は貸付債権がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難であることその他の事由により、協定銀行が早期にその処分を円滑に実施できる見込みがない場合

ロ) 協定銀行が取得する株式等又は貸付債権につき利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源をおおむね 15 年以内に確保できる見込みがない場合

(注) イ) 及びロ) に該当しないことを確認するため、以下の事項を記載した書類の添付を求める旨を規定 (府省令)。

a 協定銀行が取得する株式等及び貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画

b 協定銀行が取得する株式等又は貸付債権につき利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

適切な資産査定がなされていること。

破綻金融機関、債務超過の金融機関等でないこと。

、 の要件の充足を確認するため、以下の書類の添付を求める旨を規定 (府省令)。

イ) 直近の財務諸表 (6 ヶ月以内の貸借対照表及び損益計算書等)

ロ) 代表者が財務諸表に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

ハ) 財務諸表につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書面 (財務諸表が最終のものでない場合にあつては、公認会計士又は監査法人と協議が行われた旨を記載した書面)

〔抜本的な組織再編成を伴わない場合〕 経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること。

イ) 「経営基盤の安定のために必要な措置」の具体的内容として、産業再生法に規定する事業再構築を規定 (政令)。

ロ) 主要行については、その内容を資本の最大限の増加を含むものに限定する旨を規定 (府省令)。

地域経済にとって存続が不可欠であること。

金融機関の存続が地域経済にとって不可欠である場合として、以下の場合を規定 (政令)。

イ) 基準値未満の金融機関等 (協同組織金融機関以外) である場合

a 地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等であること。

- b 株式等の引受け等を求める額に照らして相当程度の株式等の引受け等であって自己資本の充実の状況に応じ適切なものが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。
- ロ) 協同組織金融機関である場合
 - a 地域に密着した事業の展開を図っていると認められる協同組織金融機関であること。
(注) 具体的基準として、事務所の最多数が所在する都道府県及びこれに次ぐ都道府県における事務所の数の事務所の総数に占める割合が90%を超えていること等を規定(府省令)。
 - b 会員又は組合員による出資の引受けが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。
 - c 株式等の引受け等を求める額に照らして相当程度の協同組織中央金融機関等その他の者(会員又は組合員を除く。)による優先出資の引受け等であって自己資本の充実の状況に応じ適切なものが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。

株式等の引受け等が申請金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし計画の実施のために必要な範囲であること。

株式等の引受け等を求める額の算定根拠を記載した書面の添付を求める旨を規定(府省令)。

3. その他

株式の種類

資本参加の際の議決権制限株式の具体的内容として、計画に結果責任の記載がある銀行の場合は取締役等選解任議決権付優先株式とし、それ以外の銀行の場合(抜本的な組織再編成の場合や組織再編成促進特別措置法で認められている障壁除去のための資本補填の場合)は、議決権のない優先株式とする旨を規定(府省令)。

計画の履行を確保するための措置

イ) 計画の公表

資本参加の決定時に金融機関等の名称及び計画の内容等を公表する旨を規定(府省令)。

ロ) 計画の履行状況の報告

毎年9月末日及び3月末日における計画に記載した措置の実施状況及び各種の指標の動向を3月以内に報告しなければならない旨を規定(府省令)。

金融機能強化審査会

審査会の議事その他審査会の運営に関し必要な事項を規定(政令)。

財源等

預金保険機構の金融機能強化業務に係る借入金及び債券発行の限度額を2兆円と規定(政令)。

その他

計画の改定及び変更の手続の詳細、資本参加後に金融機関等が株式交換等又は合併等を行う際の認可に係る手続の詳細等について規定(府省令)。

4. 施行期日

平成16年8月1日施行予定(7月下旬公布予定)。